



ひらた行政だより

計量法に基づく水道メーター交換について

日頃より本村簡易水道事業につきまして、ご協力を賜り御礼申し上げます。
水道メーターは、計量法により検定有効期間（使用期間）が8年と定められているため、検定有効期間が満了となる前に交換し、適正な計量ができるようにしています。

○事前のお知らせ

水道メーター交換対象のお客様には、村が委託した施工業者から交換予定日と施工業者名が記載された「計量法に基づく水道メーター交換のお知らせ」が配布されます。ご不在の場合は郵便受け等へ投函させていただきますので、ご確認をお願いします。

また、交換日時を変更したい場合は、チラシに記載している施工業者に直接ご連絡ください。

○交換作業

「計量法に基づく水道メーター交換のお知らせ」に記載している交換日時に施工業者がお伺いします。なお、時間は多少前後する場合がございますのでご了承ください。

交換時間は1時間程度で終了する予定ですが、その間は断水となり、水を使うことが出来ません。また、屋外作業となるため、ご不在の場合でも作業させていただきますので併せてご了承ください。

交換作業終了後、施工業者から配布された「水道メーター交換確認書」に記名していただき、施工業者に提出してください。

○交換作業終了後の水の使用について

交換作業終了後、最初に水を使用するときは、給湯器等を通過しない蛇口から水を出し、空気や濁りが出ないことを確認してから使用してください。

水を出したときに白く濁る場合がありますが、水をしばらく出すと収まります。

メーター交換後に、水の出具合の異常やメーターボックス内での漏水等の場合は、施工業者又は産業建設課へご連絡ください。

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

『平田村防災マップ及び避難行動要支援者に関する説明会』の延期について

令和3年8月3日から8月25日までの期間、各行政区で予定していました「平田村防災マップ及び避難行動要支援者に関する説明会」は、新型コロナウイルスの感染拡大により、延期いたします。

総務課 ☎55-3111



令和3年度平田村敬老会について



- 日 時 : 令和3年9月19日(日) 午前10時30分
- 場 所 : ひらた清風中学校体育館
- 対 象 者 : 村内に居住する75歳以上の方

(昭和22年4月1日以前に生まれた方) ※別途通知します。

なお、健康カレンダーには9月12日(日)で掲載されていますが変更になりました。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止になる場合があります。

健康福祉課 ☎55-3119

平田村地域活性化商品券はご使用いただけましたか?



村では新型コロナウイルス感染症による経済の低迷に対し、少しでも地域の活力となるよう「平田村地域活性化商品券」を発行し、6月下旬に皆様へ簡易書留による郵送を行いました。商品券の使用期限は9月30日までとなっていますので、忘れずにご使用ください。

※ 配達時の不在で配布が完了していない方の商品券は役場で保管しています。

本人確認のため、運転免許証又は保険証等と印鑑を持参し、役場(平日8:30~17:15)までお越しください。

企画商工課 ☎55-3115